

令和8年度

交通誘導警備業務仕様書

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
浄水部水質管理課配水施設係

交通誘導警備業務仕様書

1. 目的

この仕様書は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）との間で交通誘導警備業務委託（以下、「本業務」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

甲が行なう「水道局配水施設等維持管理業務」のうち、定量送水採水作業及び弁室点検作業（公道マンホール内作業）等において、人または車両を円滑に誘導して事故の発生を防止する業務である。

乙は、4. 業務履行場所に掲げる作業場所において交通誘導警備業務を行なうものとする。

3. 遵守事項

本業務の実施にあたっては、この仕様書及び道路交通法並びに警備業法等関係法令に基づくものとし、本仕様書に明示されていない事項、疑義が生じた事項、業務履行場所の変更等その他必要な事項については、甲と乙の間において別途協議のうえ決定するものとする。

4. 業務履行場所

下表に掲げる作業場所とする。（別図参照）

業務区分	作業場所	住 所	警備員数
業務A	白川第2送水管	豊) 西岡2条6丁目1	2人
		清) 清田7条1丁目1	2人
業務B	西部送水管	西) 西野3条5丁目7（北1条宮の沢通）	2人
		豊) 平岸1条21丁目3（福住桑園通）	1人
業務C	清田川トンネル	清) 清田8条2丁目	2人
	清田トンネル	清) 清田5条2丁目	
	緑ヶ丘トンネル	南) 澄川5条10丁目・澄川6条9丁目	
業務D	藻岩第1・南11	中) 南11条西9丁目	2人
	藻岩第2・南4	中) 南4条西18丁目	
業務E	桑園発寒通・西町北	西) 西町北19丁目	1人
業務F	里塚霊園内	清) 里塚465	2人
業務G	旭山記念公園内	中) 界川4丁目	1人
業務H	上記以外、甲が指示する場所	上記以外、甲が指示する住所	必要人数

5. 業務日時等

(1) 業務A及び業務B

乙は、別表「定量送水採水作業日程予定表」に基づき、甲の業務担当者と打合せを行なうこと。

業務の都合上日程が変更となる場合については、甲から乙に連絡をするものとし作業時間は、**7. 業務区分(業務表)**のとおり実施するものとする。

(2) 業務Cから業務H

甲は、乙に対し前日(17時)までに作業場所及び時間を連絡することとし、乙は、指定された日時に所定の作業場所へ遅滞なく到着することとする。

作業時間は、**7. 業務区分(業務表)**のとおり実施するものとする。

業務C及び業務Dについては、作業場所の移動を伴う作業となることから、警備員は迅速に移動し甲の指示により配置につくこと。

また、業務H (**4. 業務履行場所**に示す業務Aから業務G以外の場所)については、必要に応じて随時連絡するものとする。

6. 委託料

本業務に係る委託料については、契約書に示す「1日1人あたりの基本委託料」(以下、基本委託料という。)に**7. 業務区分(業務表)**に示す委託料係数を乗じて算定することとする。

ただし、作業場所が北海道公安委員会の認定する路線(以下、認定路線という。)は有資格者を配置することとし、その委託料は、基本委託料に甲が定めた委託料係数1.207(半日は、0.84)を乗じて算定するものとする。

7. 業務区分

区分は以下の業務表のとおり。

区分	作業場所	作業時間	委託料係数	予定回数等
業務A	白川第2送水管	9:00～17:00	1.0	年間5回 同日2箇所
業務B	西部送水管	9:00～17:00	1.0	年間3回 同日2箇所
業務C	清田川トンネル 清田トンネル 緑ヶ丘トンネル	9:00～17:00	1.0	年間12回 月1回
業務D	藻岩第1・南11 藻岩第2・南4	9:00～12:00又は 13:00～17:00	0.7	年間1回 不定期
業務E	桑園発寒通・西町北	9:00～12:00又は 13:00～17:00	0.7	年間5回 不定期
業務F	里塚霊園内	9:00～12:00又は 13:00～17:00	0.7	年間1回
業務G	旭山記念公園内	9:00～12:00又は 13:00～17:00	0.7	年間1回
業務H	上記以外、甲が指示する場所	9:00～17:00 (作業内容による)	1.0 (半日は、0.7)	必要回数
	上記以外、甲の指示する場所が 認定路線の場合	9:00～17:00 (作業内容による)	有資格者 1.207 (半日は0.84)	必要回数

8. 人員の適正配置

(1) 乙は、甲が指定した作業場所に指定された人員を適正に配置し、業務が円滑かつ確実に実施できるように業務従事者を確保すること。(4. 業務履行場所表参照)

また、業務A及び業務Bについては、同日、同時刻に2箇所を実施するものであり、作業場所ごとに必要な人員を配置すること。

なお、業務C及び業務Dについては、原則として同日複数の作業場所を移動して実施する。

(2) 本業務に携わる警備員は、各関係法令等に基づく検定合格警備員及び講習等を受講した者を従事させること。また、警備員の制服は法令等で定められた制服を着用すること。

(3) 乙は、本業務に携わる業務従事者名簿を業務着手後、速やかに甲に届け出、承諾を得ること。

(様式-2)

9. 提出書類

(1) 乙は、契約締結後、下表に挙げるものの他、随時必要な書類等を甲に遅滞なく提出すること。

書類の種類	提出部数	提出期限
業務着手届 (様式-1)	1部	業務着手後速やかに
業務従事者名簿 (様式-2)	1部	業務着手後速やかに
検定合格証明書の写し	1部	業務着手後速やかに
警備業務合格証明書写し	各1部	業務着手後速やかに
業務完了届 (様式-3)	1部	業務完了後速やかに
警備報告書	1部	業務該当日 (作業完了時)
警備業務報告書 (様式-4)	1部	業務完了後速やかに
業務施行協議簿 (様式-5)	1部	協議する都度

(2) 乙は、業務該当日の業務完了時に警備員氏名、業務場所、業務時間を記載した「警備報告書」を提出すること。

(3) 乙は、甲が指定した「業務完了届」「警備業務報告書」を指定期限までに提出すること。
(様式-3)(様式-4)

(4) この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ業務実施協議簿を定めるものとする。(様式-5)

10. 安全管理

(1) 業務の履行にあたっては、事故の防止に細心の注意を払い安全で効率的に実施し、かつ道路交通法等関係法令を厳守しなければならない。

(2) 警備の場所は、一般車両及び人等が通行することから事前に調査を行い、予め事故の発生を防止できるように社内打合せ等を行なうこと。

11. 負担の範囲

(1) 本業務に必要な誘導棒、発光棒、警笛、ヘルメット等の交通誘導に最低限の必要な装備や消耗品(ガソリン等)は、乙が負担する。

(2) 乙の責に起因して、本業務中に発生した一般車両の事故・人身事故等の事故に対する損害賠償及び警備員の人身事故等の補償については、一切を乙が責任を持って行なうこと。

但し、甲の責に起因したものについては、この限りではない。

12. 業務の完了検査

業務の完了検査は、業務完了届の通知後に主管課が行なうものとする。

13. 環境への配慮

甲が取組む環境低減に配慮した事業活動に準じ、環境に配慮した業務履行に努めること。

14. 情報セキュリティへの配慮

甲が取得した ISO27001 の情報セキュリティ基本方針にのっとり、情報セキュリティに配慮した業務履行に努めること。

15. 業務の主管課

本業務全般について協議を行う主管課

札幌市豊平区西岡2条2丁目6-3 札幌市水道局 配水センター 1階

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会 浄水部 水質管理課 配水施設係

電話：011-853-3600 FAX：011-853-3617

作業場所（業務A）

白川第2送水管（豊平区 西岡2条6丁目1 札大ラグビー練習場横） 福住西岡1号線（3-50-00026）



白川第2送水管（清田区 清田7条1丁目1 のだ歯科前） 清田3号線（3-55-00277）



作業場所（業務B）

西部送水管（西区 西野3条5丁目7 西野第2団地横） 主要市道南19条宮の沢線（3-00-09902）



西部送水管（豊平区 平岸1条21丁目3 平岸中学校南側） 澄川福住線（3-00-09570）



作業場所（業務C）

清田川トンネル（清田区 清田 8 条 2 丁目） 清田団地 5 号線（3-55-01221）



清田トンネル（清田区 清田 5 条 2 丁目） 清田 6 7 号線（3-55-02037）



緑ヶ丘トンネル (南区 澄川5条10丁目・澄川6条9丁目) 真駒内養護学校2号線 (3-60-00222)



作業場所（業務D）

藻岩第1・南11（中央区 南11条西9丁目） 南11条中央線（3-10-00058）



藻岩第2・南4（中央区 南4条西18丁目） 南3条線（3-10-00008）



作業場所（業務E）

桑園発寒通・西町北（西区 西町北 19 丁目 銀杏公園横） 57 号線（3-70-00165）



作業場所（業務F）

里塚霊園内（清田区 里塚 465） 里塚 1 号線（3-55-00001）



作業場所（業務G）

旭山記念公園内（中央区 界川4丁目）



令和8年度 定量送水採水作業日程予定表

○ 交通誘導警備業務

作業場所は、下記のとおり。(同日・同時刻に2箇所を実施する。)

- ・ 白川第2送水管(2箇所) — 西岡2-6-1、清田7-1-1
- ・ 西部送水管(2箇所) — 西野3-5-7、平岸1-21-3

実施月	白川第2送水管		西部送水管	
	実施箇所数	警備員人数	実施箇所数	警備員人数
4月	2	4	2	3
5月				
6月	2	4		
7月				
8月	2	4	2	3
9月				
10月	2	4		
11月				
12月	2	4	2	3
1月				
2月				
3月				
実施回数 合計	5回		3回	
警備員数 合計	20人		9人	

令和 年 月 日

業務着手届

一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
理事長 中川 雅己様

住所
(受託者)
氏名

印

記

(契約番号) 第 08-4006 号

(業務名) 交通誘導警備業務

上記業務は令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

※

課 長		係 長	
--------	--	--------	--

業務の着手を認める。 印

注) ※印より下の欄は、記入しないでください。

(様式-1)

令和 年 月 日

一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
理事長 中川 雅己 様

住 所
(受託者)
氏 名

印

業 務 従 事 者 名 簿

契 約 番 号	業 務 名	
第 08-4006 号	交通誘導警備業務	
上記業務に係る業務従事者を次のとおり定めましたので、通知します。		
氏 名	氏 名	氏 名

令和 年 月 日

警備誘導業務 業務報告書 (月分)

一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
理事長 中 川 雅 己 様

(受託者)

住所

氏名

(契約番号) 第08-4006号

(業務名) 交通誘導警備業務

業務委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

業務実施年月日 令和 年 月 日から令和 年 月 日

上記業務は、 月分として令和 年 月 日に完了したので報告いたします。